国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理

システム導入業務に係る業者選定実施要領

第１　概要

⑴　業務の名称

①　国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務

②　国富町契約管理システム導入業務

⑵　業務の目的

競争入札参加資格申請受付システムと契約管理システムを導入し、一体的に運用することにより、競争入札参加資格申請業務における公平性・透明性確保の一層の促進と事業者の事務負担の軽減と利便性の向上及び委託者の審査事務と契約事務の効率化を図ることを目的とする。

⑶　業務の内容

別紙「国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

⑷　履行期間

　　いずれのシステムについても、次のとおりとする。

①　導入業務期間　契約日から令和７年１２月３１日まで

②　運用保守期間　導入完了から令和１０年３月３１日まで

⑸　提案上限額

初年度導入費用とするが、令和１０年３月３１日までの使用料及び運用保守・サポート料を含み算出すること。

①　国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務

６，１８５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

②　国富町契約管理システム導入業務

７，４７３，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第２　参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

⑶　役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であることその他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

⑷　業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

第３　プロポーザルの日程

⑴　企画提案書等の提出依頼　　令和７年７月２４日

⑵　企画提案書等の提出　　　　令和７年８月１９日午後５時まで（必着）

⑶　プロポーザルの実施　　　　令和７年８月２７日

⑷　審査結果の通知　　　　　　令和７年９月上旬

第４　作成・提出書類

⑴　企画提案書（任意様式）

①　「国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理システム導入業務業者選定実施要綱」に基づく提案とすること。

②　Ａ４サイズとし、ページの通し番号を付すこと。両面３０ページ（１５枚）を超える場合は、郵送又は持参での提出とすること。

③　文書の補完のために、写真・イラストを用いることも可とする。

⑵　業務工程表（任意様式）

⑶　見積書及び見積内訳書（任意様式）

　　※各システム導入業務について作成すること。

第５　提出方法等

⑴　提出部数　９部（郵送・持参の場合）

⑵　提出場所　（郵送）宮崎県東諸県郡国富町大字本庄４８００番地

国富町役場財政課財政係

　　　　　　　　（電子メール）zaisei@town.kunitomi.miyazaki.jp

⑶　提出期限　令和７年８月１９日（火）午後５時（必着）

⑷　提出方法　持参、郵送、電子メールのいずれか

第６　審査方法

本町が設置する「国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理システム導入業務に係る業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査を行い、総合得点の順位により候補者及び次点者を選定する。

⑴　審査

①　「国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理システム導入業務に係る業者選定評価基準」に基づき、提出された企画提案書の内容を審査する。

②　プレゼンテーション

審査については、ＷＥＢ会議システム（ＺＯＯＭ）を用いてのオンライン又は対面により実施する。ＺＯＯＭの場合は画面共有機能により説明を行い、その後質疑を行う。

③　説明

プレゼンテーションにより提案内容の説明を行う。企画提案書の順とすること（各システム３０分間の計１時間以内）。

④　質疑

説明終了後、委員会の委員が説明者に対して質疑を行う（１５分以内）。

⑤　その他

説明者は５人以内とする。

⑵　補足事項

総得点が同点の場合は、機能要件と操作性の点数の合計が高いほうとし、その点数も同点の場合は選定委員会の合議により決定するものとする。

第７　審査結果の通知

最終審査結果は、書面にて契約候補者としての選定の有無を記載し、通知する。

第８　契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額を上限として契約を行う。ただし、特定後契約締結前に仕様の調整等、契約内容について協議を行う。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

第９　その他

企画提案書の提出後、提案者が第２⑴～⑷に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。ただし、国富町情報公開条例（平成１４年国富町条例第８号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。